

# 下郷町へ移住してみませんか？

下郷町で新築住宅または中古住宅を取得し、  
定住する方へ最大230万円助成いたします。

下郷町住宅取得支援事業

詳しくは裏面をご覧ください。

# 下郷町住宅取得支援事業

本事業は、移住・定住を図るため、町外から転入する者が新築住宅及び中古住宅（空き家バンク登録物件に限る）を取得し、下郷町に定住しようとする場合に費用の一部を助成する制度で、最大140万円の助成を受けることができます。

さらに、福島県の要件に該当する場合には最大で90万円の加算があり、合算で最大230万円の補助を受けることができます。

## ■補助対象経費

住宅の取得に要した経費

※土地取得費、外構工事等に要する経費などは補助対象外となります。

## ■基準日

住宅取得に係る契約締結日

## ■申請期限

基準日から12ヶ月以内

## ■補助対象者

- ① 町外から本町に転入後3年以内の者又は転入しようとする者
- ② 転入日の前3年間に於いて本町に住民登録がない者
- ③ 取得する住宅に自ら居住し、5年以上定住する者
- ④ 基準日から10ヶ月以内に居住する者
- ⑤ 町税等の滞納がなく暴力団員等でない者

①～⑤全てを満たす者

## ■補助額

補助対象経費の1/2を乗じて得た額と下記に掲げる額の合計とを比較していずれか低い額

補助基本額	加算額			
	年齢要件加算	世帯加算	子育て世帯加算	地域産業活性化要件加算
町外からの転入者	基準日現在において40歳未満である者（夫婦の場合は、いずれかが満40歳未満であること）	基準日現在において2人以上の世帯である者（義務教育終了前の子どもは除く）	基準日現在において義務教育終了前の子どもがいる者	町内の建築事業者が施工した住宅
上限50万円	10万円	10万円	1人につき20万円（上限60万円）	10万円

## ■福島県の加算

県外からの転入者で「来てふくしま住宅取得支援事業補助金」交付要綱および実施要綱に定める要件に該当する場合は、県の予算の範囲内で交付加算されます。

交付額は上限90万円で申請内容により異なります。

※県の定める要件・・・①県外からの移住要件 ②住宅の面積要件 ③耐震診断の要件

詳しくは下記までお問い合わせ下さい

下郷町役場 総合政策課 企画政策係  
TEL:0241-69-1144

